

貯金規定の一部改正について

J Aバンク京都では、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」が平成 30 年 1 月 1 日より施行されることに伴い、次のとおり貯金規定を一部改正いたします。

【対象となる貯金規定】

- (1) 普通貯金規定
- (2) 総合口座取引規定
- (3) 子供貯金規定
- (4) 総合口座（普通貯金無利息型）取引規定
- (5) 普通貯金無利息型（決済用）規定
- (6) 新貯蓄貯金規定
- (7) 納税準備貯金規定
- (8) 出資予約貯金規定
- (9) 通知貯金規定
- (10) 大口定期貯金規定
- (11) 自動継続大口定期貯金規定
- (12) スーパー定期貯金規定（単利型）
- (13) スーパー定期貯金規定（複利型）
- (14) 自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）
- (15) 自動継続スーパー定期貯金規定（複利型）
- (16) 変動金利定期貯金規定（単利型）
- (17) 変動金利定期貯金規定（複利型）
- (18) 自動継続変動金利定期貯金規定（単利型）
- (19) 自動継続変動金利定期貯金規定(複利型)
- (20) 期日指定定期貯金規定
- (21) 自動継続期日指定定期貯金規定
- (22) 据置定期貯金規定
- (23) 自動継続据置定期貯金規定
- (24) 積立式定期貯金規定
- (25) 定期積金規定
- (26) 当座勘定規定
- (27) 国産農畜産物ギフトカタログ抽選権付き全国統一年金定期貯金「結いの恵み」貯金規定（スーパー定期貯金）

【改正日】

平成 29 年 1 2 月 29 日（金）